



2023年4月7日

各 位

会 社 名 イチカワ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 牛尾雅孝
(コード番号 3513 東証スタンダード)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山崎 敦
(TEL. 03-3816-1111)

当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、2017年5月31日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表いたしましたヤマウチ株式会社から提訴された訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）について、2023年1月31日付で大阪地方裁判所より原告の請求をいずれも棄却する旨等を中心とする判決（以下、「第一審判決」といいます。）の言い渡しを受けておりますが、知的財産高等裁判所より2023年4月3日付で控訴状および2023年4月6日までに控訴理由書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所：知的財産高等裁判所
- (2) 控訴日：2023年2月14日（控訴状送達日：2023年4月3日）

2. 控訴を提起した者

- (1) 名 称：ヤマウチ株式会社
- (2) 所 在 地：大阪府枚方市招提田近2-7
- (3) 代表者氏名：代表取締役 山内市郎

3. 控訴の内容及び経緯

当社が製造・販売している抄紙用ベルトのうちシュープレス用ベルトの一部製品について、ヤマウチ株式会社所有の特許権を侵害するとして、当該製品の製造・販売等の差止と損害賠償を求める訴えがなされ、大阪地方裁判所にて審理されておりましたが、2023年1月31日に、①原告の請求をいずれも棄却する、②訴訟費用は原告の負担とするとの判決の言い渡しがありました。

ヤマウチ株式会社が第一審判決を不服として、2023年2月14日に知的財産高等裁判所に、当社の製造・販売する一部製品の製造・販売等の差止と損害賠償を求める控訴を提起したものです。

4. 今後の見通し

第一審判決は、ヤマウチ株式会社が主張する複数の特許のうちの一部が無効とされ、また、同社が特許権侵害を主張していた当社製品が非侵害とされており、当社の主張の正当性を認めたもので、公正かつ妥当な判断が示されたものと考えており、引き続き控訴審において当社の正当性を主張してまいります。

なお、本件が当社の業績に与える影響は、現時点では不明ではありますが、影響が生じることとなった場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上